

オフィス開設等促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月17日

尾道市長 平谷 祐宏

オフィス開設等促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外事業者の誘致により地域経済の活性化及び雇用環境の向上を図るため、尾道市内（以下「市内」という。）に開設又は移転（以下「開設等」という。）をする事業者に対し、予算の範囲内でオフィス開設等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、尾道市補助金交付規則（昭和38年規則第18号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号に規定する収益事業を行う法人及び個人で事業を営むものをいう。
- (2) 事業所 事業者が事業のための占有施設として所有又は賃借している市内に所在する事務所又は店舗のうち、常設的に事業を行っているものをいう。

(3) 従業員等 事業者に係る会社法（平成17年法律第86号）第349条第1項に規定する代表者及び当該事業者には雇用されている者のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるものをいう。

(4) 移住者 市内に転入する以前の居住地が広島県外であって、広島県外に1年以上居住していた者が、市内に転居し、尾道市の住民基本台帳に記載される者であり、かつ、事業所の開設等先である建物の改修が完了した日又は開設等先に係る事業所の賃貸借契約を締結した日において、市内に転入してから1年を経過していない者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業者のうち、次の各号の全てに該当する事業（以下「補助対象事業」という。）を行うものとする。

(1) 市内に事業所の開設等を当該年度の3月末日までに行う事業者が、第10条の規定による報告を行うまでに市内に居住する従業員等を2人以上配置する事業所を設けること。この場合において、当該従業員等のうち1人以上が移住者でなければならない。

(2) 創業した日から起算して1年以上を経過する事業者が3年以上行う事業

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、補助対象者としなない。

(1) 従業員等が尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第3号の暴力団員等であるとき。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に規定する営業を営む者であるとき。

(3) この要綱の規定による補助金の交付を既に受けた者又はその申請を行っている者であるとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないとするとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるもの（以下「補助対象経費」という。）の合計に2分の1を乗じて得た額又は250万円（以下「上限額」という。）のいずれか低い額以内の額とする。ただし、補助金の対象となる費用に消費税及び地方消費税の額は、含めないものとする。

(1) 開設等先である建物の改修費（建物改修費、電気設備工事費等）

(2) 開設等のために要する輸送費（従業員等の交通費を除く。）

(3) 備品の購入に要する経費（リース契約に関するものを除く。）

(4) 開設等の登記に係る経費（専門家への報酬及び登録免許税）

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助対象者が国、地方公共団体その他の団体から補助金と同様の補助金等を受けている又は受けることが決定している場合であって、当該補助金等の額（以下この項において「補助額」という。）と前2項の規定により算出した額を合計した額が、補助対象経費を超えるときにおける補助金の金額は、補助対象経費から補助額を差し引いて得た額とする。

4 市長は、第7条第1項の規定により交付決定をした事業者が2以上ある場合であって、第1項の規定により算定した額の総額が市の予算を超えたときは、同項本文の規定にかかわらず、市長が決定するものとする。

(補助対象事業の委託業者)

第5条 補助対象事業を委託して行う場合は、原則として市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業業者に委託するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業に着手する前にオフィス開設等促進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に必要書類を添えて、市長が定める日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について別に定める審査会の審査の結果により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、その決定をし、オフィス開設等促進事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請を行った者に対し、通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、その決定をし、オフィス開設等促進事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請を行った者に対し、通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、オフィス開設等促進事業計画変更等届(別記様式第4号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかについては、市長の承

認を要しない。

- (1) 変更後の補助対象経費が、変更前の補助対象経費に比して20パーセント以内の変更をするとき（補助金の額が増加するときを除く）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、軽微な変更と認められるものであるとき。

（交付決定の変更）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、内容を審査の上、承認することを決定したときは、オフィス開設等促進事業補助金交付決定変更等承認通知書（別記様式第5号）により、当該交付決定事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業に関する全ての支払が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月15日のいずれか早い日（以下「期日」という。）までにオフィス開設等促進事業完了届（別記様式第6号）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、期日までに実績報告が困難な場合は、あらかじめ市長に報告してその指示を受けなければならない。

（交付確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、その交付を確定し、オフィス開設等促進事業補助金交付確定通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかにオフィス開設等促進事業補助金交付請求書(別記様式第8号)により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(届出)

第13条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条第1項に規定する要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- (2) 事業所等の操業を休止し、又は廃止するとき。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条第1号に該当するとき。
- (2) 事業所等の操業を開始した日から起算して3年以内に操業を廃止するとき又は休止する際に再開の目途がたたないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) この要綱に違反する行為があったとき。
- (5) その他市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、オフィス開設等促進事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第9号)により、当該取消しを行った者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取り消しを行った者に対し、オフィス開設等促進事業補助金返還決定通知書（別記様式第10号）により、その返還を求めることができる。

2 市長が前項の規定により返還を命ずる場合の納付期限は、前条第2項の規定による交付決定の取消しの日の翌日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とする。

（財産の管理等）

第16条 交付決定事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付決定事業者は、取得財産等について、オフィス開設等促進事業取得財産等管理台帳（別記様式第11号）を備え管理しなければならない。

3 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによる。

4 交付決定事業者は、前項に規定する期間内において、同項の規定により処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめオフィス開設等促進事業財産処分承認申請書（別記様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（財産処分の承認）

第17条 市長は、前条第4項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、承認することを決定したときは、オフィス開設等促進事業補助金財産処分承認通知書（別記様式第13号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

(検査)

第18条 市長は、交付決定者に対し、随時、検査を求めることができるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。